

国住指第 144 号

令和 5 年 7 月 3 日

各建築士関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

(公印省略)

#### 会員名簿の閲覧について

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しについて集中改革期間(令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間)にスピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

これをうけ、往訪閲覧・縦覧に係る規制のうち、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 27 条の 2 第 6 項に基づく建築士事務所協会・同連合会の会員名簿の閲覧について、消費者等の利便性の向上のため、下記のとおり運用を整理しましたので通知いたします。

#### 記

建築士法第 27 条の 2 第 6 項において、建築士事務所協会は協会会員の名簿を、建築士事務所協会連合会は連合会会員の名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならないと規定されているところですが、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、ホームページ等インターネット上での公開を基本とする。

以上